(作成日:平成31年1月25日)

(最終更新日:令和7年10月10日)

#### 香港向け輸出乳、乳飲料及びクリームの取扱要綱

#### 1 目的

この要綱は、香港向け輸出乳、乳飲料及びクリームについて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第5条に基づく衛生証明書の発行の発行に関する手続を定めるものである。

#### 2 衛生証明書の発行

### (1) 申請

輸出者は、製造施設を管轄する都道府県等衛生主管部(局)に別紙様式1-1による衛生証明書発行申請書を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。なお、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム(本要綱において「輸出証明書発給システム」という。)又は電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添1によることとすること。

#### (2) 衛生証明書の発行

ア 製造施設を管轄する都道府県等衛生主管部(局)は、別紙様式1-2による衛生証明書を別添2「衛生証明書発行に係る留意事項について」に従って作成し、発行すること。

イ 輸出を行う度に衛生証明書を発行すること。

# 輸出証明書発給システム又は電子メールによる 乳、乳飲料及びクリームの衛生証明書の発行申請手続

- 1 乳、乳飲料及びクリームの衛生証明書の発行申請前の手続 輸出証明書発給システムにより発行申請を行う場合、申請者は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき、システム利用申 請の手続を行うこと。
- 2 乳、乳飲料及びクリームの衛生証明書の発行申請手続

申請者は、乳、乳飲料及びクリームを香港に輸出しようとする都度、輸出証明書発給システム又は電子メールを利用して、同衛生証明書の発行申請に必要な書類を衛生証明書発行機関宛てに提出すること。なお、輸出証明書発給システムにより申請を行う場合は、別紙様式1-1による衛生証明書発行申請書は不要とすること。また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1)申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 衛生証明書は、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

## 衛生証明書発行に係る留意事項について

都道府県等衛生主管部(局)は、下記の事項に留意し衛生証明書を作成すること。

また、輸出証明書発給システムによる申請の場合には、当該システムにより下記2、3の事項は自動的に処理され証明書が作成される。

- 1 衛生証明書には署名者の署名と重ならないように公印を押印すること。また、当該証明書が複数枚にわたる場合には、当該証明書の全てのページに公印を押印し、署名を付すこと。
- 2 衛生証明書の全てのページ下部中央にページ番号を、右上部に様式内の 証明書番号記載欄とは別に証明書番号を付し、当該証明書が複数枚にわた っても一連の証明書であることが明確となるようにすること。なお、ペー ジ番号の記載方法は、例えば当該証明書が3枚組で当該ページが1ページ 目の時は1/3と記載すること。
- 3 すでに発行した衛生証明書であって、記載事項の誤り等により当該証明書を訂正し、新たに発行を行う場合、新しく発行される当該証明書の左上部に「Issued in lieu of certificate No. (訂正前の証明書の発行番号) dated (訂正前の証明書の発行日)」と記載すること。 (例 Issued in lieu of certificate No. 2200001 dated 31/1/2022)

年 月 日

都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長

住所氏名

(法人にあってはその名称、所在地、 代表者の氏名及び法人番号)

担当者の氏名:

所属部署:

担当者電話番号:

E-mail:

香港向け輸出乳、乳飲料及びクリームの衛生証明書の発行申請書

下記施設で取り扱う香港向け輸出乳、乳飲料及びクリームに添付する衛生証明書の発行を申請します。

記

1 基本情報(英語記載)

	1 盆外用報(光面記載)				
製造者	名称				
	住所(所在地)				
製造施設	名称				
	住所(所在地)				
	営業の種類				
	許可番号				
	許可年月日				
	許可期限				

2	明細情報	(英語記載)	
_	7 4 /1 P 11 4 1 P	(/ (	

製品名	

- 3 証明書の交付(受領場所)
- □ 郵送等による受領を希望
- □ 手交による受領を希望

# HEALTH CERTIFICATE OF MANUFACTURER FOR EXPORT OF MILK/MILK BEVERAGE/CREAM FROM JAPAN TO HONG KONG

			No.	<b>:</b>
			DATE	:( <u>Day,Month,Year)</u>
Des	cription of manufacturer and product	(製造者及	び製品の概要)	
	Company name and address(営業 者名及び住所)			
	Plant name and address(製造所名 及び住所)			
3.	Type of license(営業の種類)			
4.	License number(許可番号)			
5.	Approved date(許可年月日)			
6.	Validity date(許可期限)			
7.	Product name(製品名)			
require 私は上 1) 「 」	ry certify that the milk, milk beverage of the ments: 記の営業者が製造した乳、乳飲料又は分析 product was manufactured at the approducing business specified in Article 5 fit for human consumption. 本製品は、食品衛生法(昭和 22 年法律業の許可を取得した工場で製造され、人	フリームが、 proved plant 5 of the Foo 第 233 号)第	下記の要件に適合する for the license of mill d Sanitation Law (La 55 条に定める乳、乳	ることを証明します。 k, milk beverage or cream w No. 233 of 1947) and is
j	The product was handled, processed and in accordance with the appropriate heat 本製品は、衛生的な条件下で取り扱われた加熱処理が行われたものであること。	treatment reg	ulation of Japan.	
	Nam	e(氏名)		
	Official titl	e(役職)		
	Signatur	e(署名)		
Na	ume of prefecture or city(都道府県)	スは市名)		